



# **BOJ** *Reports & Research Papers*

2014年5月

## 2013 年度中における日本銀行の対政府取引

日本銀行企画局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行企画局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

## 2013年度中における日本銀行の対政府取引

### 1. はじめに

日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより国庫金を取扱うこととなっており、その取扱いに必要な事務として、政府預金の受入・払出を行っている<sup>1</sup>ほか、国庫において予期せざる資金需要が生じた場合等に対応するため、政府との間で様々な取引を実施している。

これらの対政府取引は、会計法などの国庫金に関する法令や日本銀行法に基づいて実施されている。

日本銀行では、こうした法令の定めに基づき、政府との間で行う業務の適切な運営を確保する趣旨から、政策委員会において、対政府取引が満たすべき条件などを定めた「対政府取引に関する基本要領」を制定の上、公表している。また、日本銀行は、業務運営の透明性を一段と向上させる観点から、関連計数を月次統計として公表している<sup>2</sup>。

本稿は、主として対政府取引に関する月次統計の年度間集計計数に基づいて、2013年度中における対政府取引の概要を整理したものである<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 2013年度末時点の政府預金の残高は1.7兆円。

<sup>2</sup> 日本銀行は、2004年度以降、対政府取引の関連計数を月次統計として公表している（詳しくは、『日本銀行の対政府取引』について（2004年5月12日）および「日本銀行の対政府取引」（毎月第5営業日公表）を参照）。

<sup>3</sup> なお、政府短期証券と割引短期国債については、2009年2月以降、「国庫短期証券」として統合発行が行われているが（財務省「国庫短期証券の発行について」（2008年9月10日）を参照）、それぞれの法令上の位置付けは異なることから、日本銀行の対政府取引においては、引き続き、政府短期証券と割引短期国債を区別して取扱っている。

## 2. 政府の一時的な資金需要への対応等

### (1) 政府短期証券の引受け

日本銀行が行う政府短期証券の引受けは、①政府からの要請に応じて例外的に行う臨時引受けと、②日本銀行の業務運営上必要がある場合に自ら行う引受けの2つに大別される。前者は、公募入札において募残が発生した場合や為替介入の実施等により予期せぬ資金需要が発生した場合に行うものである。一方、後者は、現状、日本銀行が外国中央銀行等による円建資金運用に応じるための売却対象資産を確保する目的で行っているものである。

2013年度中においては、上記①の臨時引受けは発生せず、上記②の日本銀行が自らの業務運営上の必要から行う引受けのみとなった。

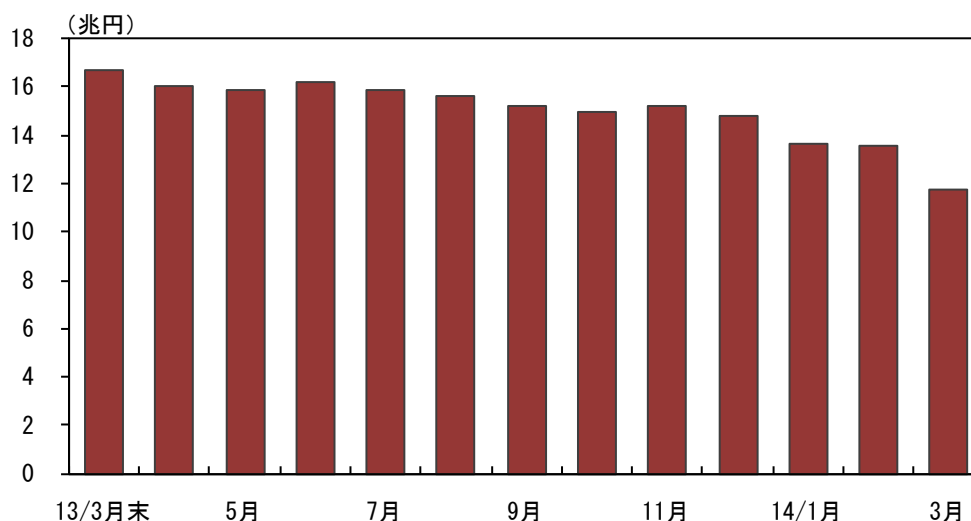
2013年度中の各月末における政府短期証券の引受残高は、8,500億円で推移した。また、2013年度中の引受けと償還の累計額はいずれも3兆3,000億円となった。

### (2) 割引短期国債の引受け

日本銀行では、政府からの要請に基づき、償還期限が到来する保有国債について借換引受けを行う場合には、予め各年度毎に政策委員会において、金融調節上の支障がないことを確認した上で、その取扱いを決定している。1999年度以降は、保有する長期国債が償還される際に割引短期国債による借換引受けを行い、原則として、その翌年度に現金で償還を受けてきている。

2013年度については、償還期限の到来した長期国債の借換引受けを割引短期国債（1年物）によって行った（詳細はBox 1参照）。この結果、日本銀行の2013年度末時点における割引短期国債の引受残高は、11兆7,080億円となった（2012年度末時点では16兆7,138億円）。

## 割引短期国債の引受残高の推移



### 【Box 1.】

#### 借換引受けに関する政策委員会決定

日本銀行では、政府からの要請に基づき、償還期限の到来する保有国債の借換えのための引受けを行う場合には、「対政府取引に関する基本要領」に基づき、予め年度毎に政策委員会で決定している。

2013年度中に行う借換引受けに関しては、2013年1月の政策委員会において、2013年度中に償還期限の到来する長期国債のうち11兆7,000億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した<sup>4</sup>。

なお、2014年度中に行う借換引受けに関しては、2013年12月の政策委員会において、2014年度中に償還期限の到来する長期国債<sup>5</sup>のうち11兆1,000億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 詳しくは、「平成25年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けならびに平成24年度および平成25年度における国債買入消却への対応に関する件」(2013年1月29日)を参照。なお、当該決定を行った2013年1月の政策委員会においては、2013年度中に財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融资特別会計国債の買入消却に関して、額面総額2,000億円を上限に、現金を対価として買入消却に応じ得る扱いとすることを決定した。この決定に基づき、日本銀行は、2013年度中に2,000億円の売却を行った。

<sup>5</sup> 2014年度中に償還期限の到来する長期国債の2014年3月末時点の保有残高は、27兆8,276億円。

<sup>6</sup> 詳しくは、「平成26年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けおよび平成26年度における国債買入消却への対応に関する件」(2013年12月24日)を参照。なお、当該決定を行った2013年12月の政策委員会においては、2014年度中に財政投融资

### 割引短期国債（TB）による借換引受けの実施状況

(兆円)

	TBによる借換引受額
2009年度	10.7
2010年度	9.3
2011年度	11.8
2012年度	16.7
2013年度	11.7
2014年度（予定）	11.1

### (3) 国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れ

日本銀行は、「対政府取引に関する基本要領」において、国債整理基金および財政融資資金の資金繰り上の必要に応じ、国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れを実施し得る扱いとしているが、2013年度中は、こうした買入れは行わなかった。

## 3. 国債整理基金および財政融資資金の資金運用等に関する取引

日本銀行では、「対政府取引に関する基本要領」において、金融政策遂行上支障が生じない範囲内で、国債整理基金および財政融資資金に対して長期国債の買戻条件付売却（売現先）および政府短期証券・割引短期国債の売却を行うことや、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じることができると定めている。

### (1) 国債整理基金との取引

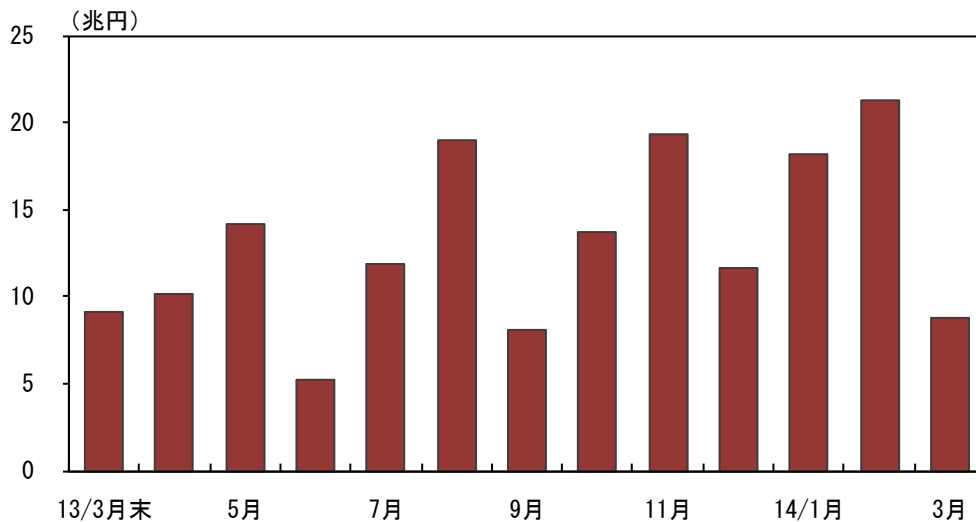
国債整理基金に対する長期国債の売現先残高は、2012年度末時点の9兆1,299億円から、2013年度末時点では8兆7,582億円となった。なお、月末ベースでみた売現先残高の2013年度中のピークは、2014年2月末の21兆2,667億円であった。2013年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ190兆3,258億円、190兆6,976億円であった。

---

特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融資特別会計国債の買入消却に関して、額面総額2,000億円を上限に、現金を対価として買入消却に応じ得る扱いとすることを決定した。

なお、2013 年度中、国債整理基金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却は行わなかった。

国債整理基金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移

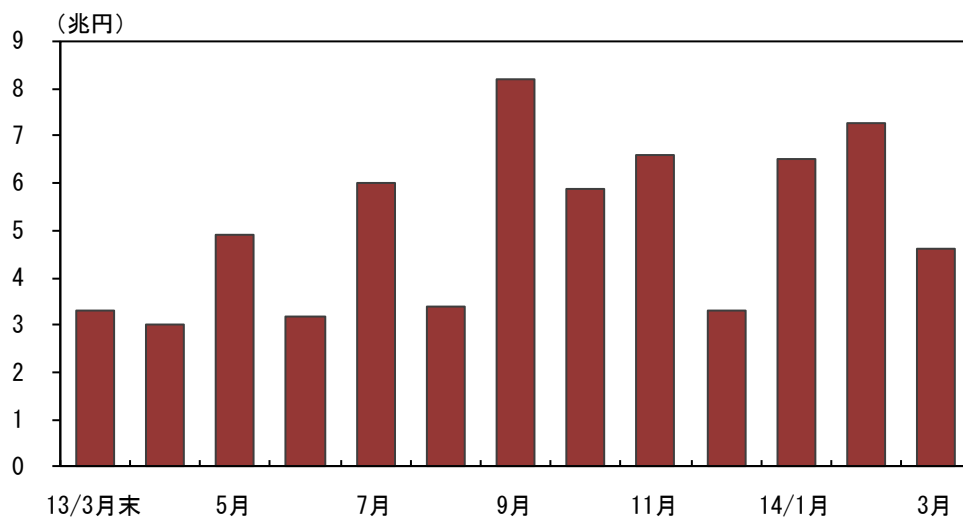


## (2) 財政融資資金との取引

財政融資資金に対する長期国債の売現先残高は、2012 年度末時点の 3 兆 2,982 億円から、2013 年度末時点では 4 兆 5,916 億円となった。2013 年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ 48 兆 4,367 億円、47 兆 1,433 億円であった。

なお、2013 年度中、財政融資資金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却は行わなかった。

財政融資資金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



### (3) 政府短期証券の繰上償還

2013 年度中において、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じた累計額は、5 兆 3,000 億円であった。

#### 【Box 2.】

##### 国内指定預金（政府預金）の適用金利の見直しについて

日本銀行は、2013 年 12 月の政策委員会において、「対政府取引に関する基本要領」を一部改正し、国内指定預金にかかる適用金利を見直すことを決定した<sup>7</sup>。この見直しは、2014 年度から 1 年物政府短期証券の発行が開始されることを踏まえ、直近 13 週間の政府短期証券の発行金利等に基づいて算出される国内指定預金の適用金利について、3 ヶ月物政府短期証券の利回りをその上限とするものである。本改正は、政府短期証券全体の発行年限が長くなるもとの、対政府取引の適切性の確保に資するものである。

以 上

<sup>7</sup> 『「対政府取引に関する基本要領」の一部改正に関する件』（2013 年 12 月 25 日）を参照。